

一関地区広域行政組合火葬場設置条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第30号

改正 平成25年3月21日 条例第4号

(設置)

第1条 一関地区広域行政組合を組織する市町（以下「関係市町」という。）の住民の利用に供するため火葬場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
釣山斎苑	一関市字釣山30番地1
千厩斎苑	一関市千厩町千厩字東小田334番地2

(指定管理者による管理)

第3条 火葬場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の手續)

第4条 指定管理者の指定の手續については、別に定めるもののほか、一関市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成17年一関市条例第52号）の規定の例による。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 火葬に関する業務
- (2) 火葬場の利用の許可及び取消しに関する業務
- (3) 火葬場の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、火葬場の運営に関し管理者が必要と認める業務

(利用時間)

第6条 火葬場の利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めたときは、管理者の承認を受けて、利用時間を変更することができる。

(休業日)

第7条 火葬場の休業日は、1月1日及び暦注六曜の友引に当たる日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めるときは、管理者の承認を受けて、休業日を変更することができる。

(利用対象者)

第8条 火葬場を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 死亡当時において関係市町に住所を有していた者を火葬しようとする者
- (2) 引き取る者のない死体、死胎、胎盤、身体の一部又は小動物の火葬を行おうとする者で関係市町に住所を有しているもの
- (3) 改葬を行うため関係市町に所在する墓地に埋葬されている遺骨を火葬しようとする者

2 前項の規定にかかわらず、火葬場の利用に支障がない場合は、前項各号に規定する者以外にも利用させることができる。

(利用の許可)

第9条 火葬場を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、火葬場の管理上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）に条件を付することができる。

(行為の禁止)

第10条 火葬場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定された場所以外に張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。
- (3) 木竹を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- (4) 指示された場所以外の場所で喫煙し、又は飲食すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。

(許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、その効力を停止し、第9条第2項の規定による条件を変更し、又は行為の禁止若しくは火葬場からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例その他これに基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (3) 第9条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) 火葬場の管理上必要があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(利用料金)

第12条 利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 前項に規定する利用料金は、許可の際に徴収する。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、当該利用料金について、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。
- 4 管理者は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、災害その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第11条第4号又は第5号の規定に基づき指定管理者が利用許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなかつたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(損害賠償等)

第15条 自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(管理者による管理)

第16条 第6条から第14条まで（第12条第3項及び第4項を除く。）の規定は、第3条ただし書の場合について準用する。この場合において、第6条第2項及び第7条第2項中「指定管理者が必要があると認めたときは、管理者の承認を受けて、」とあるのは、「管理者が必要があると認めたときは、これを」と、第9条、第11条、第12条第2項、第13条及び第14条中「指定管理者」とあるのは、「管理者」と、第12条第1項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあり、並びに第12条第2項、第13条及び第14条中「利用料金」とあるのは、「使用料」と読み替えるものとする。

- 2 第3条ただし書の場合における使用料の額は、別表に掲げる額とする。この場合にお

いて、別表中「利用料金の限度額」とあり、及び「利用料金」とあるのは、「使用料」とする。

(委任)

第17条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、解散前の東磐環境組合斎苑設置条例（平成3年東磐環境組合条例第2号）又は一関地方衛生組合火葬場条例（平成7年一関地方衛生組合条例第1号）（以下「解散前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日の前日までに死亡した者を火葬しようとする第3条第1項に規定する者に係る使用料の規定の適用については、解散前の条例がなおその効力を有する。

4 施行日から平成19年3月31日までの期間に限り、当該期間に死亡した者を釣山斎苑において火葬しようとする第3条第1項に規定する者に係るこの条例の使用料の規定の適用については、別表中「15,000円」とあるのは「12,500円」と、「7,500円」とあるのは「6,000円」とする。

附 則（平成25年3月21日条例第4号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第2号の改正規定及び同項に1号を加える改正規定、別表の改正規定並びに附則第2項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定のための手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第13条関係）

区 分		単位	利用料金の限度額	
			第8条第1項の者	第8条第2項の者
火葬炉	12歳以上	1体	15,000円	30,000円
	12歳未満	1体	7,500円	15,000円
	死胎	1体	2,000円	4,000円
	胎盤	1個	1,000円	2,000円
	身体の一部	1件	1,500円	3,000円
	改葬時の遺骨	1体	3,000円	6,000円
小動物炉	小動物	1頭	5,000円	10,000円
待合室		1室	5,000円	10,000円
霊安室		1日	5,000円	10,000円
<p>備考1 獣畜（牛、馬、豚、綿羊、山羊等）は、小動物に含まない。</p> <p>2 12歳以上、12歳未満及び死胎の火葬を行う場合、待合室の利用料金は、2室目から徴収する。</p> <p>3 1日とは24時間を基本とし、利用時間に24時間に満たない時間がある場合は、1日とする。</p>				